

ぐるなび FineOrder 動画サービス利用約款

第1条 (本約款の適用)

- ぐるなび FineOrder 動画サービス利用約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する「ぐるなび FineOrder」(以下「FineOrder」という)を利用して事業者(当社が連携する再販先(以下「再販先」という)との間でFineOrderの利用契約を締結している事業者を含む)が、本サービス(第3条に定義する。以下同じ)の利用にかかる申込を行い、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」という)との間に適用される。
- 本約款に定めなき事項については当社が別途定める基本約款の定めが適用されるものとし、本約款の定めと基本約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。なお、特段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することができる場合を除き、本約款における用語の定義は、基本約款の定めに従う。
- 契約者が当社又は再販先との間でFineOrderの契約を締結していることを本サービスの利用の条件とし、当社又は再販先との Fine Order の契約が終了した場合、契約者は本サービスを利用することはできないものとする。

第2条 (本契約の締結及び成立)

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」という)に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされる。
- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、本サービスを利用することができない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者にその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができない。
- 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの申込を承認した時点をもって成立する。

第3条 (本サービス)

- 当社は、契約者に対し、本サービスとして以下の各号に掲げるサービスのうち、申込書等において契約者が指定したサービスを提供する。
 - 動画撮影サービス
FineOrder 上のメニュー表示に使用する動画(以下「本動画」という)の制作元となる映像データ(以下「映像素材」という)の撮影を行うサービス
 - 動画制作サービス
本動画を制作し納入するサービス
- 本サービスの詳細は、申込書等及び営業資料に記載のとおりとし、当社はこれを隨時自由に見直すことができるものとする。
- 本サービスにより制作する本動画の商品スペックは別紙に記載のとおりとする。

第4条 (対価)

本サービスの対価は、申込書等にて定める。なお、対価の支払いにかかる諸条件については、別途当社が契約者に対して発行する請求書の記載に従うものとする。

第5条 (契約期間)

本契約の期間(以下「契約期間」という)は、本契約の成立日から本動画の納入が完了し、かつ、契約者による本サービスの対価の支払が完了した時点までとする。

第6条 (再委託)

当社は、本サービスを提供するために必要な業務の全部又は一部を、第三者(以下「委託先」という)に委託することができる。

第7条 (映像素材の撮影)

- 当社は、以下表に定める条件に基づき、映像素材の撮影を実施する。

対象動画	撮影回数	撮影時間帯
FineOrder 動画	1回	平日 9:00~18:00

- 契約者は、前項表に定める条件と異なる条件にて映像素材の撮影を希望する場合、又は契約者の責に帰すべき事由により事前に合意した条件を変更する必要がある場合は、別途当社が定める追加料金(時間外料金、当該条件変更によって想定外に発生した宿泊費及び交通費を含むが、これに限らない。)を支払うものとする。但し、当社又は委託先の責に帰すべき事由により条件が変更となる場合はこの限りではない。
- 当社は、映像素材の撮影に先立ち、事前に電話等によりヒアリングを実施する。
- 映像素材の撮影が終了した後、契約者は撮影現場にて撮影済みの映像素材のデータを確認の上、当社又は当社が指定する委託先に対し、当社が指定する撮影同意書を提出する。
- 映像素材の撮影は、本動画の制作に必要な範囲において、予め当社と契約者との間で合意した撮影対象に限り実施する。また契約者は原則として、当社の事前の承諾なく、撮影現場において当該撮影対象以外の対象物の撮影を、当社又は当社が指定する委託先に指示することはできないものとする。
- 当社は、映像素材の撮影内容について、以下の各号のいずれかに該当する、又はそのおそれがあると当社が判断した場合、撮影の全部又は一部を拒絶することができるものとする。
 - 第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権、プライバシー権、名誉その他の権利又は利益を侵害するもの
 - わいせつ、暴力的、差別的な表現、その他公序良俗に反するもの
 - 私有地以外での撮影等、撮影の実施にあたり、法令等に基づく許認可の取

得又は届出等が必要であるにもかかわらず、これがなされていない場所又は対象物を含むもの

- 当社(委託先の撮影スタッフを含む。)、契約者、その他第三者の生命、身体、財産に危険を及ぼす可能性があるもの
- その他、当社が不適切と判断するもの
- 当社は、前項に基づき撮影を拒絶したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。
- 映像素材の撮影をするための機材(以下「撮影機材」という)については当社又は当社が指定する委託先が決定するものとし、契約者による撮影機材の指定又は特殊機材を使用しての撮影はできないものとする。

第8条 (キャンセル等)

- 契約者は、本契約成立後、本サービスの利用キャンセル、確定した映像素材の撮影日の日程変更をする場合、以下表記載の条件に基づき、当社に対してキャンセル料を支払うものとする。なお、キャンセル料の支払いにかかる諸条件については、当社が別途定めるものとする。

期日	キャンセル料
撮影日の3営業日前 (当社の営業日とする。 以下同じ)まで、又は撮影日当日以降(無断キャンセルを含む。)	利用料金の100%
	利用料金の50%
	利用料金の10%
撮影日の日程変更	利用料金の100%
	利用料金の50%
	利用料金の10%

- 撮影日当日に、契約者の責に帰すべき事由によって映像素材の撮影ができないと当社又は委託先が判断した場合(担当者の遅刻、料理・調理機材の準備不足等を含むが、これに限らない。)、当社は本契約を解除することができる。この場合、前項表の撮影日当日の本サービスのキャンセルに該当し、契約者は当社に対して利用料金の100%のキャンセル料を支払うものとする。なお、当社又は委託先の責に帰すべき事由により撮影日当日に映像素材の撮影ができない場合、当該キャンセル料は発生せず、契約者の選択により、撮影日の変更若しくは本契約の解除をすることができるものとする。

第9条 (検査)

- 当社は制作した本動画を、別途定める納入日までに当社が指定する方法により契約者に納入する。
- 契約者は納入日から7営業日以内(以下「検査期間」という)に、本動画の検査を行うものとする。但し、検査期間について別途合意した場合はこの限りではない。
- 前項に定める検査に適合しない場合、契約者は不適合の理由を具体的に明示し、可能な限り一度にまとめて当社に通知し、補正を求めるものとする。当社は当該通知に基づき、原則として1回まで無償で補正対応を行う。
- 前項に定める無償補正の範囲は、原則として以下の各号に定める作業とする。
 - 撮影済みの映像素材の中から、契約者が具体的に指示したカットへの差し替え
 - 本動画全体の色調補正。但し、映像の特定箇所のみを対象とした部分的な調整は含まない。
- 第4項の無償補正が、当社の責めに帰すべき事由により契約者の指示通りに完了しなかった場合、当社は合理的な範囲内において、無償で再補正を行うものとする。
- 以下の各号に該当する作業は、第4項に定める無償補正の対象外とする。対応の可否及びその費用については、当社は契約者と別途協議の上で決定するものとする。
 - 契約者による検査に合格し、本動画の正式な納入が完了した後の全ての修正
 - 映像素材の再撮影、又は本動画の全体構成にわたる再編集・再構成
 - アニメーションや特別な音響効果の追加など、別途費用が発生する新たな制作要素の付与
 - 本サービスの提供目的に沿わない大幅な構成の変更
 - その他、修正内容によって追加費用(追加の素材購入費等)が発生する作業
- 第4項、第6項の補正後の本動画について、契約者は第3項と同条件にて再度検査を行うものとする。
- 契約者が、当社に対し、検査期間内に不適合通知を行わない場合、検査期間の経過をもって検査に合格したものとみなす。但し、合理的な理由による検査遅延の場合はこの限りではない。

第10条 (契約者の協力義務)

- 本サービスの円滑な提供は、契約者による以下の各号に定める事項(以下「協力事項」という)が、当社所定の期日までに行われることを前提とする。
 - 映像素材の撮影内容に関するヒアリングへの回答、及び撮影日時の確定
 - 映像素材の撮影に必要な場所、商品、その他被写体等の準備
 - 当社が本動画制作に必要と判断する資料、文章、ロゴ、画像等の素材(以下「提供素材」という)の提供

- (4) 撮影済み映像素材の確認及び撮影同意書の提出
- (5) 本動画の構成案、編集内容等の確認及び承認
- (6) その他、当社が本サービスを提供する上で必要と判断し、協力を依頼した事項
- 2. 協力事項の遅延、提供素材の不備、又は契約者からの仕様変更の要求等、契約者の責めに帰すべき事由により、当社の業務に手戻りや遅延が生じた場合、当社は契約者と協議の上、納期を延長することができるものとし、当該遅延について一切の責任を負わない。
- 3. 前項の場合において、追加の作業または費用が発生したときは、当社は契約者に対し、別途追加料金を請求することができるものとする。

第11条 (契約不適合責任)

当社は、本動画に種類、品質、数量その他本契約の内容との不適合(以下「契約不適合」という。)があった場合においても、第9条に定める検査期間中の補正責任を除き、一切の責任を負わないものとする。契約者は、本動画の検収完了後においては、契約者と当社が別途合意した場合を除き、契約不適合を理由として、本動画の補正、代替物の引渡し、不足分の引渡し、又は代金の減額を請求することはできない。但し、当社が当該契約不適合の存在を知りながら、これを契約者に告げなかつた場合には、この限りではない。

第12条 (権利帰属)

- 1. 当社が本サービスに基づき制作し、契約者に納入した本動画に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他一切の知的財産権は、本サービスの対価の支払が完了した時点をもって、当社から契約者に移転するものとする。
- 2. 当社は、契約者及び契約者から使用許諾を得た第三者に対し、本動画に関する著作人格権を行使しないものとする。
- 3. 契約者は当社に対し、当社のプロモーション、宣伝広告、及び営業活動の目的(当社のウェブサイトや営業資料における制作実績としての掲載を含む。)で、本動画を無償かつ期間の定めなく利用(複製、公衆送信等を含む。)する権利を許諾するものとする。

第13条 (履行遅滞)

当社(当社の委託先を含む。)の責めに帰すべき事由により納期までに本動画を納入できないおそれが生じた場合、当社は速やかに契約者にその旨を通知し、新たな納期及び対応について、契約者と誠実に協議を行うものとする。

第14条 (不可抗力)

- 1. 当社及び契約者は、天災、地変、戦争、騒乱、伝染病、疫病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、運送事業者又は電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可抗力(以下「不可抗力」という)により直接的又は間接的に引き起こされた、本契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、相手方に對しその責任を負わないものとする。
- 2. 前項の場合、不可抗力の影響を受けた当事者は、速やかに相手方にその旨を通知するとともに、その後の対応(納期の変更、契約内容の変更又は解除等を含む。)について誠実に協議するものとする。

第15条 (本サービスの提供の中止等)

- 1. 本条において「本サービスの提供の中止」とは、本動画の映像素材撮影、本動画の編集、打ち合わせ、本動画の納入その他本契約に基づく業務の全部または一部を、一時的に停止することをい。
- 2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供の全部又は一部を中止することができるものとする。この場合、当社は契約者に対し、事前にその旨を通知する。ただし、事前の通知が不可能な場合又は緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 当社の設備、サーバー及びシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
 - (2) 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を停止した場合
 - (3) 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等、当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - (4) 第三者のサービスを利用して本サービスの提供を遂行している場合で、当該第三者的設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等、当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供の遂行が不能又は困難な場合
- 3. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合(以下の各号に該当するおそれがあると当社が合理的に判断した場合も含む)、本サービスの提供の全部又は一部を予告なく中止することができるものとする。
 - (1) 契約者が基本約款又は本約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
 - (2) 契約者の役員、または本契約の履行に直接関与する従業員が、逮捕または起訴された場合
 - (3) 当社への支払が遅滞した場合
 - (4) 契約者による当社への暴言、威圧的な言動、または度重なる過剰な要求等により、当社と契約者との間の信頼関係が破壊され、本サービスの提供を継続することが困難であると当社が合理的に判断した場合、その他当社が合理的な理由により本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 4. 当社が、前二項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部を中止したことにより起因して契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切その責任を負わないものとする。

第16条 (本契約の解約等)

- 1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知・催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとする。
 - (1) 契約者が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、なお是正されない場合
 - (2) 相当期間経過後も契約者の責めに帰すべき事由により本サービスが提供できない場合
 - (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後の判断した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (4) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - (5) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (6) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
 - (7) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - (8) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
 - (9) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (10) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (11) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - (12) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (13) 契約者による当社への過度な要求があつた場合
 - (14) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (15) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
- 2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。
- 3. 本条第1項による解除権の行使は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

第17条 (存続条項)

- 1. 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に未履行の債務があるときは、当該債務については、その全ての履行が終了するまで本約款が適用される。
- 2. 前項のほか、終了事由の如何を問わず、第11条(契約不適合責任)、第12条(権利帰属)、第15条(本サービスの提供の中止等)第4項、第16条(本契約の解約等)第2項及び第3項、及び本条の定めは、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

制定日:2025年10月8日

【別紙】商品スペック

商品名	内容
ウェルカムムービー（30秒程度）	ウェルカムページに掲載する動画。複数の料理シーン等を組み合せた店舗紹介動画。
メニュームービー（10秒～20秒程度）	各単体メニューの商品ページに掲載する商品紹介動画。

※ウェルカムムービー及びメニュームービーいずれも音声、字幕は含まれません。

※納入物は、動画制作サービスにより映像素材を編集等した完成版の本動画のみであり、本動画の元データとなる動画撮影サービスにて撮影した映像素材は納入物に含まれません。また契約者は当社及び委託先に対し、映像素材の引渡しを請求することはできません。

以上

制定日:2025年10月8日